定款

トナミホールディングス株式会社

# 定款

# 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、トナミホールディングス株式会社と称し、英文では、 TONAMI HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を 所有することより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目 的とする。
  - 1. 貨物自動車運送事業
  - 2. 貨物利用運送事業
  - 3. 旅客自動車運送事業
  - 4. 倉 庫 業
  - 5. 通 関 業
  - 6. 旅 行 業
  - 7. コンピューターによる情報処理ならびにソフトウエアの開発および 販売
  - 8. 付加価値通信サービスおよびデーターベースサービスの提供
  - 9. 貸 室 業
  - 10. 自動車修理業
  - 11. 中古自動車の売買
  - 12. 自動車部品の販売
  - 13. 不動產業
  - 14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
  - 15. 物品販売ならびに委託売買
  - 16. 総合リース業
  - 17. 産業廃棄物収集運搬業

- 18. 自家用自動車管理業
- 19. 廃棄物処理業
- 20. 労働者派遣事業
- 21. 有料職業紹介事業
- 22. 建築工事、土木工事および設備工事
- 23. 広告宣伝の業務
- 24. 売掛金その他の金銭債権の買取・取得
- 25. 海上運送法による運輸事業
- 26. 旅館業
- 27. 温泉開発事業
- 28. 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに売電に 関する業務
- 29. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を高岡市に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によること ができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経 済新聞に掲載する。

# 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、29,920,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

- 第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行 使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約 権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料 は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則 による。

# 第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 (招集者および議長)
- 第 13 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序 により他の取締役がこれに当る。

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をも って行う。
  - 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その 議決権を行使することができる。
  - 2 この場合においては株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社 に提出するものとする。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他 法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの 全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しないことができる。

# 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第 18 条 当会社に 12 名以内の取締役(監査等委員である取締役を除く。)を 置く。
  - 2 当会社に6名以内の監査等委員である取締役を置く。

(選 任)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。
  - 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。
  - 3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
  - 4 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
  - 5 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

- 第 20 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により

選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務執行を 決定する。

(取締役会の招集)

- 第 22 条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社 長に事故があるときは、第 13 条第 2 項の規定を準用する。
  - 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する ものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。
  - 3 取締役会は取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ない で開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 第 21 条にかかわらず、当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規 定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各 号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任する ことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他 法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出 席した取締役がこれに記名押印又は電子署名して当会社に保存する。

(役付取締役および代表取締役)

- 第 27 条 取締役会はその決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役 副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することがで きる。
  - 2 取締役会長、および取締役社長は各自当会社を代表する。

(顧問および相談役)

第 28 条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役を置くことができる。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

- 第 31 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会 の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除 することができる。
  - 2 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、 当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条 第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

# 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第 33 条 監査等委員会は、法令、定款および監査等委員会規則の定める事項 のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査 の方法その他の監査等委員会の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査等委員会の招集)

- 第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前まで に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間 を短縮することができる。
  - 2 監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続 を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に 加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等 委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法 令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席 した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名して当会社に保存す る。

(監査等委員会規則)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

# 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該 定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 40 条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条 第1項の責任につき、会社法第 425 条第1項各号の額の合計額を限 度とする契約を締結することができる。

# 第 7 章 計 算

(事業年度および決算期)

第 41 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年と する。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項 については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議 によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
  - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過して もなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

#### 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の第 104 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。